

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人海洋研究開発機構

### 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、原則として、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(64.7%) 462	(17.3%) 42
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			(19.5%) 139	(75.0%) 183
	企画競争	(1.1%) 8	(0.4%) 1	(2.2%) 16	(0.4%) 1
随意契約		(98.9%) 706	(99.6%) 244	(13.6%) 97	(7.3%) 18
合 計		(100%) 714	(100%) 245	(100%) 714	(100%) 245

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(56.6%)	(4.3%)
				30	4
一般競争入札等	競争入札			(17.0%)	(91.2%)
				9	81
	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(26.4%)	(4.4%)
		53	89	14	4
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		53	89	53	89

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(65.4%)	(24.8%)
				432	38
一般競争入札等	競争入札			(19.7%)	(65.6%)
				130	102
	企画競争	(1.2%)	(0.6%)	(2.4%)	(0.6%)
		8	1	16	1
随意契約		(98.8%)	(99.4%)	(12.6%)	(9.0%)
		653	154	83	14
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		661	155	661	155

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

平成20年1月1日を目処に

- ・ 予定価格が200万円未満の物件を売り払うときについて「50万円未満」に変更
- ・ 予定価格の年額又は総額が「200万円未満」の物件を貸し付けるときについて、「30万円未満」に変更

平成20年4月1日を目処に

- ・ 予定価格が「500万円未満」の工事又は製造をさせるときについて「250万円未満」に変更
- ・ 予定価格が「500万円未満」の物件を買い入れるときについて「160万円未満」に変更
- ・ 予定価格の年額又は総額が「200万円未満」の物件を借り入れるときについて「80万円未満」に変更
- ・ 前各号以外でその予定価格が「500万円を超えないもの」の契約をするときについて「100万円を超えないもの」に変更

3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり平成20年4月1日を目処に改正することとした。

- ・ 予定価格が「500万円未満」の工事又は製造をさせるときについて「250万円未満」に変更
- ・ 予定価格が「500万円未満」の物件を買い入れるときについて「160万円未満」に変更
- ・ 予定価格の年額又は総額が「200万円未満」の物件を借り入れるとき又は貸し付けるときについて、借り入れるとき「80万円未満」、貸し付けるとき「30万円未満」に変更
- ・ 予定価格が200万円未満の物件を売り払うときについて「50万円未満」に変更
- ・ 前各号以外でその予定価格が「500万円を超えないもの」の契約をするときについて「100万円を超えないもの」に変更

## 2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

### (1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成する。  
(平成20年4月を目途に作成予定)

### (2) 複数年度契約の拡大

- ① 研究関連機器、事務機器の賃貸借、レンタカーリース等は当初、一般競争入札により、その後覚え書き等により随意契約としている。複数年度契約への移行を支援するための業務マニュアルを作成する。(平成20年4月を目途に作成予定)

### (3) 入札手続きの効率化

- ① 一定金額未満の案件について複数業者から見積を取得し価格競争する契約を「簡易競争」と位置付けるべくマニュアル・規程等において確立し、競争入札案件に対応する。  
(平成20年4月を目途に作成予定)